

Winter Festa 2012

2012トピックセミナー

<会計系セミナー>

数字・理論・歴史の

三位一体で見る

連結会計の本質

TAC税理士講座 12/24(月)より本格開講！

※ 先行クラス 12/17(月)～

各コース初回講義を、無料で体験受講できます。

開講日に、各校受付へ直接お越しください(予約不要)。

※ コース開講日程につきましては、「通学/ハンドレット」をご覧ください。

TAC 税理士講座

目 次

はじめに	1
------	---

歴史・事例編

アメリカにおける連結会計の誕生と発展	2
連結史年表(連結会計の誕生からオリンパス事件まで)	3
事例Ⅰ 個別財務諸表の問題点	4
事例Ⅱ 連結外しスキーム	6
事例Ⅲ 損失分離スキーム(子会社)	7
事例Ⅳ 損失分離スキーム(S P C)	8
事例Ⅴ 損失解消スキーム	9
オリンパス事件	10
1 経緯	
2 本件の本質	

概念編

I 連結基礎概念	12
1 会計主体論	
2 連結基礎概念	
3 比較	
II 連結範囲	18
1 エンティティ	
2 「形式」か「実質」か	
3 特別目的会社(S P C)	
III 持分法	22
1 持分法の歴史	
2 持分法の利点	
3 持分法の問題点	
4 比較	
おわりに	26
1 他の会計基準との関係性	
2 日本にとっての連結会計	
参考文献	27

はじめに

「会計(accountancy)の歴史は概して文明の歴史である。高度の発展段階に到達した国民は、いずれも広範囲な商業方式を営んでいたことをわれわれは知っている。ところで、商業は正確な会計を行うべき多少精巧な方法なしには、これを築きえないことは明白である。それゆえに、会計は文明の進歩と手をたずさえて来たことになる。……これは、会計の歴史の研究が極めて興味深く、かつ貴重となる理由である。このことは、単に自己の生活の大部分を占める科学(science)の歴史に関して、何かを知ろうと欲する会計学者(accountants)自身にとって重要であるばかりでなく、人類の進歩発達過程に興味を有するすべての人々にとってもまた重要である。

まことに会計は時代の鏡(mirror of the age)であって、このなかに、われわれは、国民の商業史および社会状態の多くの反映を見る……」

————— 『A Short History of Accountants and Accountancy』 Arthur H. Woolf (1912)

片岡義雄・片岡泰彦訳 (1977)

「……光ははじめ十五世紀に、次いで十九世紀に射したのである。十五世紀の商業と貿易の急速な発展にせまられ人は帳簿記入(account keeping)を複式簿記(double entry bookkeeping)に発展せしめた。時うつつて十九世紀にいたるや、当時の商業と工業の飛躍的な前進にせまられて人は複式簿記を会計(accounting)に発展せしめたのであった……」

————— 『Accounting Revolution to 1900』 A・C・Littleton (1933)

片野一郎訳 (1978)

古代エジプト・メソポタミアでは、徴税のための記録官が存在し会計記録を行っていた。

古代ローマの時代、一般市民は優秀な奴隷(代理人)を使って商売を営み、その際、奴隷は委託と代理人の関係を主人勘定と現金勘定を使って記録した。

11世紀初頭の商業ルネサンス時代に、地中海沿岸の諸都市の発展、銀行による振替取引、アラビア数字導入による算術技術の発達などを経て複式簿記が生まれ、ルネサンス(文化復興運動)の真ただ中の1494年、フラ・ルカ・パチョーリが世界最初の複式簿記文献『スμμα』を出版した。

16世紀になると、ヨーロッパ各国は香辛料と綿と絹を求めて東方交易に乗り出し、東インド会社(株式会社の起源)が設立され、規則的・定期的な配当を行うための期間損益計算(年次決算)システムを確立していった。

18世紀から19世紀にかけてはイギリスで産業革命が始まり、運河・鉄道・製鉄・石炭等の巨大な株式会社は投資家たちから巨額の資金を調達するため、ストックではなくフローの側面からの利益を開示する必要が出てきた。

そして19世紀末、アメリカ独自の国家構造のなかで連結会計が生まれたのであった。

ここでは、連結会計に数的・歴史的な光を当てて、現代会計の本質を探ってゆく。

歴史・事例編

アメリカにおける連結会計の誕生と発展

まず、線路が連結した。

連結会計は、持株会社の会計といえるが、最初に鉄道業で連結会計が生成した背後には、鉄道業における持株会社の早期成立がある。19世紀末まで会社は他の会社の株式を取得する権利が認められておらず、例外的に鉄道会社と公益事業会社には持株が認められていた。

これは、アメリカの連邦国家構造に原因があるのだが、会社法は州ごとに異なっており、連邦レベルでの会社法が制定されていないことから、数州にまたがる会社設立は困難であった。他州の会社は「外国会社」と規定され、その営業は制限されていた。しかし、鉄道業には西漸運動、大陸横断の任務が課され、数州にまたがる州際的な営業が要求された。州際的な営業の必要性和それを妨げる州ごとの異なる会社法との間の矛盾を解決したのが、持株会社形態であった。数州にまたがる公益(運輸サービス)の供給を、持株会社が可能にしたのである。

続けて、損益が連結した。

鉄道業は、他の産業のような商品の生産・販売ではなく、運輸サービスを主たる営業内容とする産業である。親子会社といっても営業内容は同質的であるため、営業距離数の増大による運輸能力の向上を重要な経営目標とする鉄道業においては、親子会社間での営業の一体化とともに、経営の一体化の必要性が出てくる。すなわち、線路そのものが親子会社間で連結され、その上を車両が親子会社の区別なく運行することとなるため、車両の乗り入れが恒常化した場合、親子会社間での収益・費用配賦の困難さや効率性・合理性の追求を理由に、経営管理の一体化が進展するのは必然的であった。経営管理目的上、貸借対照表も一般に利用されるが、当時の鉄道業においては、料金設定とそのための原価計算が経営管理の中心問題であり、連結損益計算書の作成がより重要視されたと考えられる。

遅れて、資本が連結した。

最初は親子会社の貸借対照表を単純合算したものにすぎず、資本連結が確立したのは1893年恐慌後においてであった。1893年恐慌はアメリカ鉄道史上、かつてない規模で倒産を引き起こしたが、それを契機として多くの鉄道会社が金融集団(特にモルガン系列)の支配下に組み込まれた。旧来の鉄道資本家による支配から金融集団による支配への移行は、報告目的の変化を意味する。つまり、金融集団にとっての関心事は、証券市場での親会社株式の有利な条件での販売のみであり、特に販売すべき親会社の株式資本金の明瞭な表示を必要としたことから、資本連結が確立したのであった。ここから、初期の連結財務諸表は親会社説の立場に立つものであることもくみとれる。

連結史年表(連結会計の誕生からオリンパス事件まで)

年度	
1880	シカゴ・ノースウェスタン鉄道が連結損益計算書を作成・表示
1881	シカゴ・ノースウェスタン鉄道が連結貸借対照表を作成・表示
1889	ニュージャージー州の会社法改正により一般会社において持株が認められる → これを契機に1900年代以降、一般会社において持株会社形態が普及
1893	金融恐慌 鉄道業への金融集団の介入
1929	ウォール街大暴落 世界恐慌へ → 会計における「矛盾相克する様々な概念及び実務」「同種の事態の異なった処理方法」が原因の一つとされている。以降、静態論から動態論への重心移動のなかで「取得原価主義」「実現主義」「費用収益対応の原則」などが確立されていく
1940	米国、Regulation S-Xによって連結範囲をマジョリティ基準に統一
1949	日本、「企業会計原則」公表
1959	米国、ARB51号で親会社説による連結財務諸表の企業情報価値を強調
1965	日本、山陽特殊製鋼倒産事件(事例Ⅰ)
1977	日本、連結財務諸表の開示義務付け
1978	日本、不二サッシ粉飾決算発覚(事例Ⅰ)
1985	日本、リッカー粉飾決算発覚(事例Ⅰ)
1987	米国、SFAS94号により連結範囲に海外子会社と異業種子会社を含める
1991	日本、連結財務諸表を有価証券報告書本体へ組み入れ
1995	米国、ED95により連結範囲の決定に実質基準を取り入れる
1996	橋本首相、日本版ビッグバン宣言 → 以降1990年代後半の会計基準の改正ラッシュを会計ビッグバンという
1997	日本、山一証券自主廃業(事例ⅡⅢ)
1999	日本、金融商品会計基準公表
2000	日本、新連結決算制度導入により個別中心から連結中心へ
2001	米国、エンロン事件(事例Ⅳ)
2003	米国、FIN46号によりVIE概念を公表
2004	日本、カネボウ粉飾決算事件(事例ⅠⅡ)
2005	日本、ライブドア事件(事例Ⅳ)
2011	日本、オリンパス事件(P.10参照)

事例Ⅰ 個別財務諸表の問題点

1 個別財務諸表(単位:千円)

(P社) 貸借対照表

現金預金	40,000	買掛金	150,000
売掛金	300,000	資本金	150,000
商品	100,000	利益剰余金	200,000
未収金	50,000	当期純利益	150,000
関係会社株式	60,000		
貸付金	100,000		

(P社) 損益計算書

売上原価	600,000	売上	1,000,000
販管費	300,000	受取手数料	50,000
当期純利益	150,000		

(S社) 貸借対照表

現金預金	10,000	買掛金	200,000
商品	200,000	未払金	50,000
		借入金	100,000
		資本金	60,000
		利益剰余金	△50,000
		当期純損失	△150,000

(S社) 損益計算書

売上原価	300,000	売上	400,000
販管費	200,000		
支払手数料	50,000		
当期純損失	△150,000		

2 個別財務諸表の内容

- (1) P社は前々期末においてS社を設立するにあたり、60,000千円を出資した。
- (2) P社は上場会社として財務諸表を公開する義務があるが、S社は非上場会社であるため財務諸表を公開する義務がない。
- (3) P社は原価率60%で商品を販売している。なお、P社の売上のうち500,000千円は、S社に対して行ったものである。
- (4) S社は原価率75%で商品を販売している。なお、S社の仕入先はP社のみである。
- (5) P社の売掛金のうち200,000千円は、S社に対するものである。
- (6) P社の貸付金100,000千円は、S社に対するものである。なお、利息は受け取らないこととしている。
- (7) P社の受取手数料50,000千円は、S社に対する経営コンサル料として計上したものである。なお、期末において決済されておらず、未収金として計上している。

3 連結財務諸表(単位:千円)

貸借対照表		損益計算書	
現金預金	50,000	売上原価	480,000
売掛金	100,000	販管費	500,000
商品	220,000	当期純損失	△80,000
買掛金	150,000		
資本金	150,000		
利益剰余金	150,000		
当期純損失	△80,000		
		売上	900,000

4 問題点

- (1) P社の損益計算書にはS社に対する取引高が多く含まれており、利益操作が容易である点
- (2) P社の貸借対照表にはS社に対する資産が多く含まれており、資産の水増しが容易である点
- (3) 個別財務諸表では黒字であっても、連結財務諸表では赤字である点

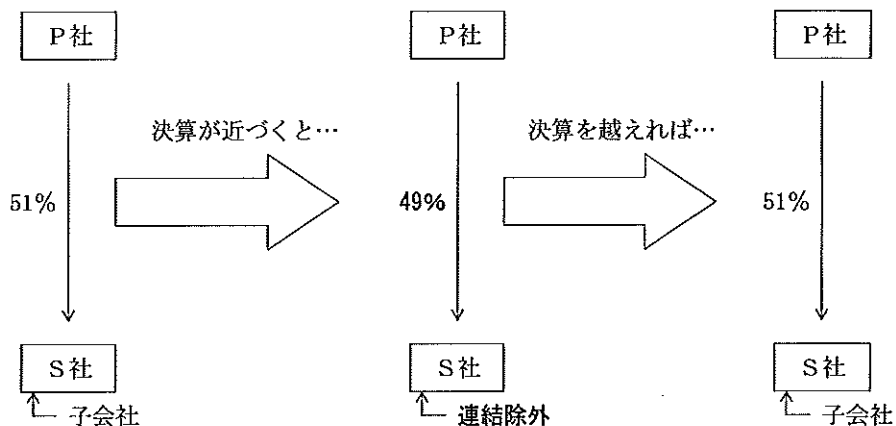
5 現行制度

連結財務諸表の作成目的

連結財務諸表は、支配従属関係にある2つ以上の企業からなる集団(企業集団)を単一の組織体とみなして、親会社が当該企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を総合的に報告するために作成するものである。

事例Ⅱ 連結外しスキーム

1 連結範囲決定について持株(マジョリティ所有)基準による場合



2 問題点

- (1) 約一年間にわたって議決権を過半数所有していたとしても、決算日だけ株式の売却等により過半数を下回ればS社を連結範囲から除外できる点
- (2) S社の業績が悪ければ連結範囲から除外、業績が良ければ連結範囲に含めるといった利益操作が容易である点

3 現行制度

支配力基準が導入されており、他の会社の意思決定機関を支配しているかどうかという観点から判断することとされている。

事例Ⅲ 損失分離スキーム(子会社)

1 会計処理(単位:百万円)

P社				P社	
貸借対照表				貸借対照表	
現金	100,000	負債	100,000	現金	100,000
投資	100,000 (時価 0)	資本	110,000	貸付金	100,000
関係会社株式	10,000			関係会社株式	10,000
S社				S社	
非上場会社				非上場会社	
財務諸表公開義務なし				財務諸表公開義務なし	
貸借対照表				貸借対照表	
現金	10,000	資本	10,000	現金	10,000
投資		借入金	100,000	投資	100,000 (時価 0)
		現金	100,000		

2 問題点

- (1) 含み損のある投資をS社に簿価譲渡することにより、P社は損失を計上せずに済む点
 (2) P社の貸借対照表上、投資の代わりに計上された貸付金は実質価値はゼロであるが、時価評価する必要はない点

3 現行制度

親会社は、原則として全ての子会社を連結の範囲に含める(原則規定)。ただし、子会社のうち、支配が一時的であると認められる企業その他一定の企業に該当するものは連結の範囲に含めず(除外規定)、また、重要性の乏しいものは連結の範囲に含めないことができる(除外可能規定)。

なお、除外規定及び除外可能規定に該当し、連結の範囲に含まれなかった子会社(非連結子会社)については、原則として、持分法(P.22参照)が適用される。

事例Ⅳ 損失分離スキーム(SPC)

1 会計処理(単位:百万円)

P 社

貸借対照表

現金 100,000	負債 100,000
投資 100,000 (時価 0)	資本 110,000
出資金 10,000	

S P C

所在地：ケイマン諸島
財務諸表公開義務なし

貸借対照表

現金 10,000	資本 10,000
投資 100,000 (時価 0)	預金 100,000
	現金 100,000

→

貸借対照表

現金 110,000	負債 100,000
投資 100,000 (時価 0)	資本 110,000
出資金 10,000	

2 問題点

- (1) 含み損のある投資をSPCに簿価譲渡することにより、P社は損失を計上せずに済む点
- (2) P社の貸借対照表上、投資の代わりに計上された海外預金は実質価値はゼロであるが時価評価する必要はない点
- (3) SPCについて一定の要件を満たす場合には、当該SPCを連結範囲に含めないことができる点

3 現行制度

2011年3月25日に「連結会計基準」が一部改正され、2013年4月1日以後開始する連結会計年度では、SPCに対する出資者は当該SPCを子会社に該当しないものとしてすることができない。

(P. 21参照)

事例Ⅴ 損失解消スキーム

1 会計処理(単位:百万円)

P社		事例Ⅳより		P社	
貸借対照表				貸借対照表	
現金	100,000	負債	100,000	現金	98,000
海外預金	100,000	資本	110,000	負債	103,000
出資金	10,000	資産	5,000	資産	5,000
		のれん	100,000	出資金	10,000
				のれん	100,000
買収					
↓					
X社					
貸借対照表					
資産	5,000	負債	3,000		
		資本	2,000		

2 問題点

- (1) 投資による損失100,000百万円が、最長20年にわたって費用処理することが可能な点
- (2) 投資による失敗という異常事態が、のれん償却費という正常取引に置き換えられる点
- (3) X社の事業がP社の事業に関連していれば、取得の対価性が認められる余地がある点

3 現行制度

取得に直接要した支出額のうち、取得の対価性が認められる外部のアドバイザー等に支払った特定の報酬・手数料等は取得原価に含め、それ以外の支出額は、発生時の事業年度の費用として処理することとされている。これは、取得はあくまで等価交換取引であるとの考え方を重視し、取得企業が等価交換の判断要素として考慮した支出額に限りて取得原価に含めることとされたためである(今後、基準の見直しがあると思われる)。

オリンパス事件

1 経緯

オリンパスは、光学機器、電子機器を製造・販売、医療関連の光学機器や顕微鏡分野で世界最大手として、今後も期待される企業であったが、その一方で、1990年代の財テクの失敗により約1000億円の投資有価証券の含み損を抱えていた。当時は投資有価証券を時価評価する必要はなかったが、会計ビッグバンによる時価会計の導入により損失計上が迫られたのであった。

これを受けて、当時連結範囲に含まれなかった非上場子会社を使って損失を隠し(飛ばし)(事例Ⅲ)、連結会計基準が改正されると今度はタックスヘイブンやマネーロンダリングで有名なケイマン諸島に特別目的会社を作って「飛ばし」た(事例Ⅳ)。しかし、「飛ばし」の実質は一時しのぎでしかないため、評価損が回復するか損失を計上するかしなければ、永遠に「飛ばし」続けなければならない。評価損が回復する見込みはないため、オリンパスは2007年に損失を計上することとした。しかし、それは評価損としてではなく、「のれん償却費」としてであった(事例Ⅴ)。

以上の経緯で、財務諸表上、投資有価証券評価損はなかった、つまり、財テク失敗による異常な損失は被っていないこととしたが、2011年に15年間隠し通してきた疑惑を究明しようとした外国人社長を解任したことにより、外国メディア報道に押し迫られ、粉飾を自白するに至った。

2 本件の本質

(1) 特異性

通常、粉飾決算を行う会社は、収益力の低下により長年にわたって損失を出し続けて実態は債務超過に陥っている場合が多く、損失を「飛ばし」ても、それは一時しのぎでしかなく最終的には経営破綻になる。これに対してオリンパスは、本業について過去にも現在にも格別の問題はなく、金融投資の失敗によって発生した損失を、一定期間「飛ばし」続け、本業の収益により比較的短期間で解消できてしまったという点に本件の特異性がある。

(2) 会計処理

本件の損失解消スキームにより生じる問題点は、①金融投資の失敗という事実が財務諸表から隠蔽される点、②投資有価証券評価損であれば即時損失処理されるが、のれんの償却であれば当該損失額が20年にわたって平準化(実際には、監査法人の指摘により減損会計を適用し、平準化されることはなかった。)される点にあり、総じて、金融投資の失敗という異常事態が、M&Aに伴って発生したのれんの償却という正常取引に置き換えられる点にある。

(3) 資金面

オリンパスは、外部資金に一切依拠することなく、自己完結的に約1000億円もの損失を処理し終えてしまったのである。つまるところ、本件は、過去の時点における損失を隠蔽し、企業内容の公正開示義務に違反したという、この一点が問題となる。

概念編

I 連結基礎概念

1 会計主体論

会計主体論とは、「誰のために会計を行うか」という議論のことをいうが、この議論の生成には「複式簿記」の歴史が原点として存在する。

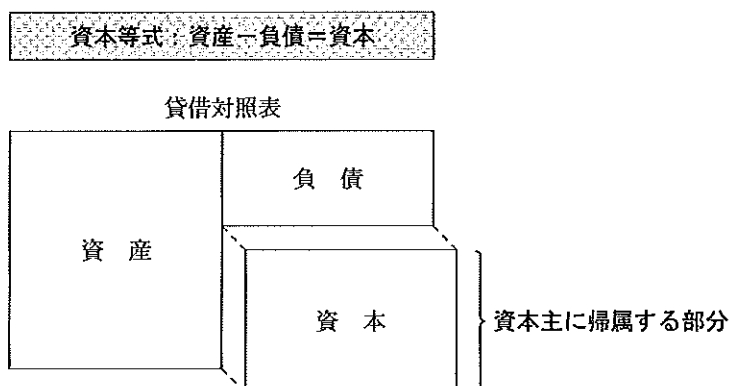
複式簿記とは、①取引を借方要素と貸方要素に分解し、②資本の増減及びその原因という2面から組織的に記録していくシステムである。

この定義に照らして考えると、①については古代ローマ、あるいは、中世イタリアの「代理人簿記」においても、記帳の体系化がある程度進めば達成されるものであったが、②の特徴が付与されるためには、「代理人簿記」には見出されない「資本主関係」という要素が必要となる。資本主は、種々のリスクを承知の上で、利益を求めて投資活動を行うが、当該投資が有効なものであるかどうかを判断するために、その利益が如何ほどであったかが主たる関心となる。このような商業的資本主関係が、それまでの「代理人簿記」の方法を当該関心に適合させたとき、資本主義経済社会における資本主のための簿記、「資本主簿記」としての複式簿記が誕生した。複式簿記はもともと財産管理計算の機能を有していたが、資本主関係に適合させるという理由から損益計算の機能が付与され、この二つの機能が相互に絡み合い融合することにより、今日のような統一的な記録計算機構としての複式簿記へと進化したのであった。ここに、会計は資本主のために行われるという「資本主理論」の誕生をみることができる。

しかし、巨大株式会社の台頭、その所有関係のあらゆる複雑さを伴う企業形態の拡大に伴い、「資本主理論」から会計を説明することが困難になり、ある特定の利害の観点というよりは、企業におけるあらゆる持分の必要と目的に照らして会計を行う必要性がでてきた。そのため、資本主という特定の利害関係者でない、明確に彼らから区別された独立した存在としての企業を会計的判断の主体とみなして、これを機軸に会計を説明しようとする「企業主体理論」が提唱されたのであった。

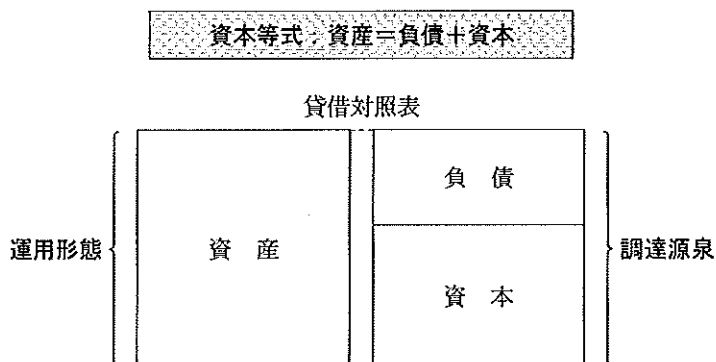
(1) 資本主理論

「資本主理論」とは、企業を所有者(株主)の私的用具とみるため、会計主体は株主となり、資産・負債資本について、すべて株主のものとされる。したがって、報告の宛先は当然株主となる。



(2) 企業主体理論

「企業主体理論」とは、企業を株主から離れて独自の活動を行う存在、あるいは、あらゆる利害関係者にとっての調整の場であることを主張するものである。この場合、会計主体は企業体そのものとなり、資産は企業の資産、負債は資産に対する優先請求権、資本は資産に対する劣後請求権とされる。また、報告の宛先は利害関係者から独立した企業体となる。



以上2つの理論により、株主を内部者とするか外部者とするかが論点となるが、ここで重要なのは、その境をあらかじめ決めておかなければ、資本の範囲を定められないことと、この会計主体論を連結に応用した(同一ではない)ものとして、連結基礎概念の議論が存在していることである。

2 連結基礎概念

連結基礎概念とは、いかなる事業体のために連結財務諸表が作成されるか、または作成すべきかという問題を考えるにあたっての基礎概念である。上記2会計主体論の派生(親会社説及び比例連結説は資本主理論と対応、経済的単一体説は企業主体理論と対応)ではあるが、連結基礎概念自体は資本主理論に属するもの、つまり、会計主体としての資本主の範囲をどこまでにするのかを問題にしていることに留意しなければならない。

(1) 親会社説

会計主体が親会社とされることから、連結財務諸表は親会社の財務諸表の延長として作成され、会計報告先は主として親会社の株主となる。この場合、少数株主持分については会計主体の資本ではないことから、親会社にとっては負債となるが、負債の定義を満たさない(返済義務を負わない)ため、負債でも資本でもない純資産の部に区分記載される。

また、連結純利益は親会社株主に帰属する利益を意味するため、少数株主に帰属する利益は連結純利益には含まれないこととなる。

さらに、親子会社間取引については親会社持分相当額のみが内部での資産の移転として未実現利益の消去を行い、少数株主持分に相当する部分は外部者との取引による実現利益として認識する。

日本の現行制度では、親会社説を中心として会計基準が設定されているが、経済的単一体説との折衷処理も多い。これこそ親会社説に問題があることの何よりの証拠となるが、その問題点として以下の三つが挙げられる。

① 資本取引と損益取引の混同

子会社の時価発行増資等(少数株主と子会社の資本取引)により親会社持分増減した場合に、当該差額を損益として処理すること。

② 制度上の現実照応性の希薄化

日本会社法が経済的単一体説を軸とするドイツ商法に近づいたことにより、親会社説採用の拠り所であった制度上の現実照応性が希薄化したこと。

③ オフバランス会計の温床

親会社説は基本的には法的な「所有」に依拠しており、オフバランス会計の温床となり透明性の点で「支配」概念に依拠した経済的単一体説に劣る。

以上のような重要な問題点があるにもかかわらず、①連結財務諸表が提供する情報は主として親会社の投資者を対象にするものであると考えられるとともに、②親会社説による処理方法が企業集団の経営を巡る現実感覚をより適切に反映すると考えられる、という理由から日本は親会社説を採用しているのである。

(2) 経済的単一体説

会計主体が親会社から独立した企業集団とされることから、連結財務諸表は企業集団としての財務諸表として作成され、報告の宛先は親会社株主のみならず少数株主も含まれる。そのため、少数株主持分については親会社持分とともに残存価値請求権をもつ資本として記載される。

また、連結純利益は企業集団が親会社のマネジメントによってコントロールされた全ての純資産によって得られた利益を意味するので、少数株主に帰属する利益も連結純利益に含まれることとなる。

さらに、親子会社間取引については、全て内部での資産の移転として未実現利益の消去を行う。

国際財務報告基準(IFRS)では、経済的単一体説が採用されており、会計基準はほぼ整合性のとれたものとなっている。アメリカにおいても長く親会社説が採用されてきたが、コンバージェンスにより経済的単一体説に移行している。

「支配」概念に依拠した経済的単一体説の方が、客観性に欠けるという欠点はあっても、透明性の高い会計情報を提供することができる。

(3) 比例連結説

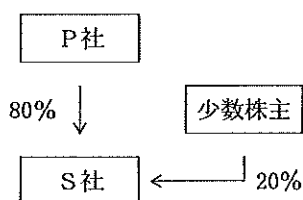
親会社説よりもさらに親会社持分が重視され、連結財務諸表は親会社の比例的持分だけを上乘せした形として作成される。この場合、少数株主持分も少数株主利益も認識されず、親会社に帰属する資本及び利益が純額で表示される。そのため、全部連結との区別から、部分連結とも呼ばれる。

親会社説の考え方を徹底した場合には、比例連結を採用すべきと主張されることがあるが、親会社が子会社の議決権のすべてを「所有」していないとしても、親会社は意思決定機関の支配を通じて子会社の全体を「支配」しているのであって、親会社持分のみを「支配」しているのではない。よって、このような支配の実態を連結財務諸表に反映するためには全部連結を採用すべきであり、日本、アメリカ及び国際財務報告基準においても認められていない。

また、ジョイント・ベンチャーに対する共同支配については、比例連結を採用したほうが財務諸表利用者のニーズに合致しているという支持意見もあり、アメリカ及び国際財務報告基準において持分法との選択適用が認められていたが、現在廃止が決定しており持分法の一本化が決定している。

3 比較

〈前提〉



- (1) ×1年3月31日にP社が8,000千円、少数株主が2,000千円を出資してS社は設立された。
- (2) その後、持分に変動はない。
- (3) のれんは生じていない。
- (4) P社、S社ともに3月決算であり、当期は×1年4月1日から×2年3月31日である。
- (5) 当期においてP社とS社との間に取引はなかったものとする。
- (6) P社とS社の当期の財務諸表は、次のとおりである。
- (7) 単位は千円とする。

(P社) 貸借対照表	
諸資産	諸負債
50,000	30,000
関係会社株式	株主資本
8,000	10,000
	当期純利益
	18,000

(P社) 損益計算書	
諸費用	諸収益
42,000	60,000
当期純利益	
18,000	

(S社) 貸借対照表	
諸資産	諸負債
20,000	5,000
	株主資本
	10,000
	当期純利益
	5,000

(S社) 損益計算書	
諸費用	諸収益
20,000	25,000
当期純利益	
5,000	

〈親会社説〉

貸借対照表		損益計算書	
諸資産	70,000	諸費用	62,000
		少数株主損益	1,000
		当期純利益	22,000
諸負債	35,000	諸収益	85,000
株主資本	10,000		
当期純利益	22,000		
少数株主持分	3,000		

〈経済的単一体説〉

貸借対照表		損益計算書	
諸資産	70,000	諸費用	62,000
		当期純利益	23,000
諸負債	35,000	諸収益	85,000
株主資本	12,000		
当期純利益	23,000		

〈比例連結説〉

貸借対照表		損益計算書	
諸資産	66,000	諸費用	58,000
		当期純利益	22,000
諸負債	34,000	諸収益	80,000
株主資本	10,000		
当期純利益	22,000		

II 連結範囲

1 エンティティ

連結基礎概念について論ずる前段階として、エンティティについて触れておきたい。

会計には、それを成立させるための基本的な前提が必要であり、最も一般的に考えられているものとして、以下の3つの公準からなる「ギルマンの三公準」がある。

(1) 企業実体の公準(会計単位)

この公準は、会計が行われる範囲を企業に限定する前提である。すなわちこの公準は、会計が行われる範囲についての限定であり、企業が出資者から独立して、企業に関するものだけを記録・計算することになる。

(2) 継続企業の公準(会計期間)

この公準は、企業が半永久的に継続して事業を営むものとする前提に立つ思考である。

(3) 貨幣的評価の公準(貨幣的測定)

この公準は、会計行為、すなわち、記録、測定及び伝達のすべてが貨幣額によって行われる前提をいう。

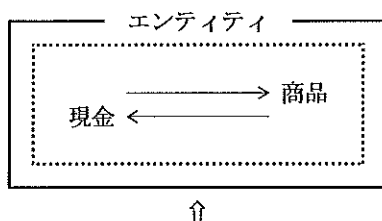
エンティティとは一つ目の会計単位のことをいう。

会計が行われるには、その対象となるエンティティが存在していることになるが、何も企業に限ったものではない。エンティティが報告を受ける者が関心を持つような活動を行っていて、かつ、その活動を会計によって記録できることが可能であれば、個人、家計、国や地方自治体などもエンティティとなりうる。

次に、会計記録・報告の対象となるエンティティが決まると、その範囲を決めなければならない。現行の企業会計では、財貨のフローが複式簿記によって記録されることによって、資産、負債、費用、収益、資本が認識され、それらの集約としての財務諸表を通じて報告される。当然だが、記録の対象となるのは、そのエンティティに生じた財貨のフローに限られる。つまり、エンティティの境界線をまたいだ財貨のフローについて会計記録がなされるのであって、エンティティの内部でのフロー、または外部でのフローについては記録の対象とはならないのである。

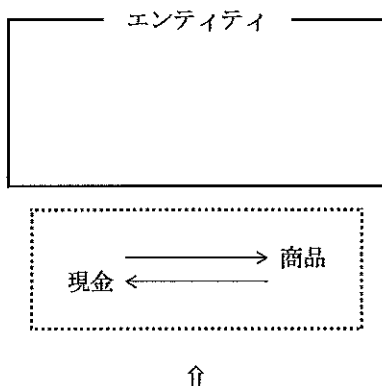
エンティティの境界線が決まったあとに考えるべきことは、エンティティの業績の測定についてである。財貨のフローを記録するだけでなく、そこからさらに業績を測定しようとするところこそ企業会計の重要な特質があるのだが、大ざっぱに言えば、ある期間に生じた資本ないし持分の増減がその期間の利益として測定され、それが業績とみなされる。したがって、資本の概念をどう捉えるかによって、企業の利益ないし業績の意味が変わってくるのである。

① エンティティ内部のフロー



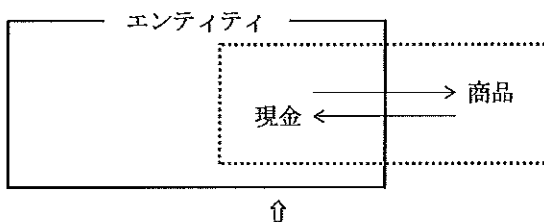
↑
エンティティの境界線をまたいでいないため会計記録の対象外

② エンティティ外部のフロー



↑
エンティティの境界線外であるため会計記録の対象外

③ 会計処理の対象



↑
エンティティの境界線をまたいでいるため会計記録の対象となる

2 「形式」か「実質」か

エンティティの境界線がどこにあるのかによって、企業会計が記録の対象とする財貨のフローが変わり、企業の利益や業績に影響するため、その範囲の決定は重要である、ということについて述べたが、それは連結財務諸表を作成する上でも同じである。

その際に、キーとなる概念のひとつが「支配」であり、支配が及ぶ範囲がエンティティの内側であり、及ばなければ外側ということである。ここで、何をもって支配が及ぶのか、という議論が出てくるが、その基準として、「持株基準(形式基準)」と「支配力基準(実質基準)」の二つが考えられる。

持株基準とは、親会社が直接・間接に議決権の過半数を「所有」しているかどうかにより子会社の判定を行う基準である。長所として支配関係を客観的に判断できるという点があるが、「所有」と「支配」は必ずしもイコールではなく、意図的に連結範囲から除外すること(連結外し)が可能となってしまう。

支配力基準とは、実質的な(ヒト、モノ、カネ、ノウハウ、ブランド等による)支配関係の有無に基づいて子会社の判定を行う基準である。連結財務諸表を作成する目的、すなわち「企業集団全体の取引業績や財務状態を報告するものとともに、親会社単独の個別財務諸表ではオフバランスとなっているリスク情報を開示する」という目的に照らせば、支配力基準を採用すべきであることはいうまでもない。

しかし、アメリカは持株基準に長い間固執していた。1987年までは、①マジョリティ「所有」基準の強調、②海外子会社の除外、③一時支配子会社等の除外、④異業種子会社の除外、⑤親子会社間の決算期が3月以上ズレていれば除外、とされており、1987年以降は②と④は廃止されたが③は継続とし、連結除外子会社を使ったオフバランス・ファイナンスが盛んに行われたのであった。1995年に実質支配の概念を基準に取り入れ始めたが、マジョリティ「所有」にこだわる産業界の壁に阻まれ正式採用は見送られるなか、2001年にエンロン事件が発生したのであった。

一方の日本においては、会計ビッグバンによる連結会計基準の改定により、支配力基準が導入された。このため、所有割合40%以上で実質支配が認められる子会社の全部連結、所有割合15%以上で重要な影響力があると認められる子会社以外の会社への持分法適用が義務づけられた。

なお、40%あるいは15%の議決権の所有割合については、自己の計算において所有している議決権と、自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者(緊密な者)及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者(同意している者)が所有している議決権とを合わせて判定することとなり、連結の範囲は直接の資本関係や人事、財務の関係を越えて拡大されたのであった。

3 特別目的会社(SPC～Special Purpose Company)

SPCとは、リース、研究開発、金融資産の証券化など活動目的を狭く特定した事業体であり、日本でも合法的に設立され、適切に運用されているSPCは設立母体から独立した事業体とみなされる。そのため、SPCを使った連結外取引(オフバランス取引)は決して珍しくなく、エンロン事件もその一つであった。

日本においてもオリンパス事件はSPCを使った粉飾決算であったが、2011年に「連結会計基準」が一部改正(下記参照)されており、2013年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用される。

(1) 改正前

特別目的会社(SPC)については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されており、その事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該目的会社に資産を譲渡した会社等から独立しているものと認め、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した会社等の子会社に該当しないものと推定する(「財務諸表規則」第8条7)

(2) 改正後

上記(1)から『当該特別目的会社に対する出資者及び』が削除されている。

これまで「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」三にて、一定の要件を満たす特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した企業は、当該特別目的会社を子会社に該当しないものと推定するという取扱いが定められていた。平成23年改正会計基準では、当該出資者に係る定めを削除し、資産を譲渡した企業(当該企業が出資者を兼ねている場合を含む。)に限定することとした。

Ⅲ 持分法

1 持分法の歴史

持分法は、初め、個別財務諸表上の支配株式の評価方法として検討された。

19世紀末にアメリカで持株会社が本格的に成立するとともに、持株会社の会計処理方法が問題とされた。持株会社自身は事業を行っておらず、企業集団の統括として設立される組織であるため、持株会社の資産の大部分を占める被投資会社(株式)がどのくらい利益を獲得したかということが真の業績である。しかし、当時の評価方法である原価法よった場合、①被投資会社において配当宣言された部分のみが持株会社の利益に反映されるにすぎない、②被投資会社の配当を利用した利益操作が可能になる、③会社間損益を除去しない原価法では不当な取引(被投資会社に対して時価を超えた不当な金額での売却等)を抑止できない、という問題点があった。そこで、この問題を解決するために連結財務諸表や個別持分法の採用が検討された。連結財務諸表は言わずもがな、個別持分法でも、被投資会社の未分配利益が持株会社の利益に反映されるからである。結局は被投資会社の資産および負債等を反映できる連結財務諸表の作成が選択され、個別持分法は存在意義をなくしていった。

しかし、1930年代に入ると、持分法の新たな適用方法、すなわち連結財務諸表上における適用(＝連結持分法＝一行連結)が見いだされることになり、1951年の会計基準においては、非連結子会社の会計処理について、原価法よりも連結持分法が望ましいとされた。これは、第二次世界大戦後の企業の多角化に伴い、当時の連結範囲から除外されていた異業種子会社についても、全部連結は不可能にしても、最終的結果＝利益の変わらない一行連結をもって実質的な連結をしようとしたためである。

その後、1966年にはアメリカ国内の非連結子会社に対しては一行連結が強制され、1970年代には適用範囲が大幅に拡大されていき、今日においても連結を補完する役割を担っている。

一方の日本においては、1985年に関連会社に対する持分法の適用が義務付けられたが、当初は「連結財務諸表原則」のなかで連結子会社の会計処理と併せる形で取扱いが定められていた。しかし、会計基準の国際的なコンバージェンスに伴って、国際的な会計基準と同様に、持分法に関する会計処理等に係る取扱いを「連結財務諸表原則」とは別の会計基準として整備することとされ、2008年3月に「持分法会計基準」が公表された。

2 持分法の利点

(1) 業績評価

支配目的で保有する株式は、事業投資としての性格を有し、当該株式に対する投資成果は、株式取得後の業績を反映した被投資会社の資本の変動により最も適切に表されと考えられるため、業績評価の観点から優れた評価方法である。

(2) 配当の損益計算からの除外

投資成果の測定指標として「受取配当金」の多寡は、次の理由から適切でない。

- ① 配当時点と被投資会社の資本の変動時点との間にズレがあること。
- ② 配当金額の決定は、被投資会社の資本の変動とは無関係であること。
- ③ 投資会社が被投資会社の株主総会で議決権を行使し、配当政策に介入することにより、配当の金額を恣意的に決定することが可能であること。

しかし、持分法によった場合には、被投資会社から配当を受領しても当該金額だけ被投資会社株式の評価額を減額することになるため、投資会社の損益に影響を与えない。

3 持分法の問題点

(1) 未実現の評価益

キャッシュ・フローを伴った収益を認識するという伝統的な実現基準から著しく乖離している。投資会社にとっては実際に配当宣言がなされるまでは資金的裏付けが取れず、また、その経済的果実が将来も消滅しないという保証はないため、確実性に欠ける。

(2) オフバランス・ファイナンス

1951年に異業種の子会社株式について連結持分法が望ましいとされたが、全部連結とは違い、一行連結では資産および負債が計上されない。これは、負債圧縮を目論んでいる企業にとっては好都合であり、事実、アメリカではこの問題が表面化したため、1987年に『すべての過半数所有子会社の連結』を公表し対策が打たれた。

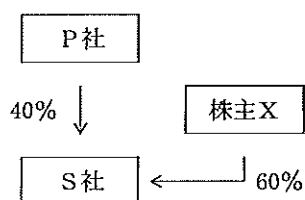
(3) エンティティ

被投資会社の計上した利益を持分比率に応じて連結利益に算入するということは、被投資会社における財貨のフローに基づいて利益が測定されていることを意味する。エンティティの範囲が利益測定の対象となる財貨のフローの範囲を定める概念だとすれば、被投資会社は投資会社のエンティティを構成することになるが、資産・負債等をなぜ連結しないのかについての理屈が通らなくなる。

また、重要な影響力を行使することが可能であれば、他企業の子会社に対しても持分法の適用がありうるが、この場合、被投資会社は複数の連結エンティティに帰属しているのか、それとも支配企業のエンティティに帰属しているのかという疑問が出てくる。

4 比較

〈前提〉



- (1) ×1年3月31日にP社が4,000千円、株主Xが6,000千円を出資してS社は設立された。
- (2) その後、持分に変動はない。
- (3) のれんは生じていない。
- (4) P社、S社ともに3月決算であり、当期は×2年4月1日から×3年3月31日である。
- (5) P社とS社との間に債権債務は生じていない。
- (6) 当期におけるP社とS社との間に取引はS社の配当のみとする。
- (7) 前期末におけるS社の利益剰余金は15,000千円であったが、当期において10,000千円の配当を行った。
- (8) P社とS社の当期の財務諸表は、次のとおりである。
- (9) 単位は千円とする。

(P社) 貸借対照表

諸資産	諸負債
50,000	16,000
関係会社株式	資本金
4,000	10,000
	利益剰余金
	10,000
	当期純利益
	18,000

(P社) 損益計算書

諸費用	諸収益
44,000	58,000
当期純利益	受取配当金
18,000	4,000

(S社) 貸借対照表

諸資産	諸負債
25,000	5,000
	資本金
	10,000
	利益剰余金
	5,000
	当期純利益
	5,000

(S社) 損益計算書

諸費用	諸収益
20,000	25,000
当期純利益	
5,000	

〈全部連結〉

貸借対照表		損益計算書	
諸資産	75,000	諸費用	64,000
		諸収益	83,000
	諸負債	少数株主損益	3,000
	21,000	当期純利益	16,000
	資本金		
	10,000		
	利益剰余金		
	16,000		
	当期純利益		
	16,000		
	少数株主持分		
	12,000		

〈一行連結〉

貸借対照表		損益計算書	
諸資産	50,000	諸費用	44,000
		諸収益	58,000
関係会社株式	8,000	当期純利益	16,000
	諸負債		
	16,000	持分法に係る損益	2,000
	資本金		
	10,000		
	利益剰余金		
	16,000		
	当期純利益		
	16,000		

おわりに

1 他の会計基準との関係性

(1) 減損会計

連結ベースで資産のグルーピング、将来キャッシュ・フローの算定を行うこととなるが、その際、未実現損益(グループ内での賃貸借など)の考慮が論点となる。

(2) 退職給付会計

費用計上については従来通りであるが、未認識差異についてその他の包括利益として計上し、未積立退職給付債務の全額を負債計上するという改正(理解可能性とコンバージェンスの観点から)が、2013年4月1日以後開始会計期間の連結財務諸表に適用される。

(3) 外貨会計

在外子会社が日本の会計基準と異なる処理をしている場合、原則として日本の会計基準に統一させるが、在外子会社がIFRSを適用しているときには、投資不動産の取り扱いについて日本の原価モデルとIFRSの公正価値モデル(原則的な立場)との対立がここに顕在化する。

2 日本にとっての連結会計

日本は1970年～1980年代にかけて「ものづくり大国ニッポン」「ジャパン・アズ・ナンバーワン」と持て囃され、「日本企業は最強である」と当時の私たちは信じて疑わなかった。しかし、1990年代に入りバブルが崩壊、その後再び「世界一」へと躍り出る兆しは見えない。なぜか？

それはもともと「世界一」ではなかったからではないだろうか。会計にまつわる年表を見ると一目瞭然であるが、日本の会計基準はひどく立ち遅れており、他国の会計基準に比べ甘い。会計ビッグバンによる連結決算主義・時価主義の導入から今まで子会社に飛ばしていた損失が一気に表面化し、1997年度に5兆円だった日本企業の特別損失計上額が2000年度に15兆円になったことはその典型例といえる。

日本企業は確かに強かった。企業システムとしては世界に誇れる強さを持っていたと信じている。しかし、それは個別ベースで見た場合だ。会計とは、これを通じて企業の強さを測り経営・税務・投資情報開示に活かすものといえるが、個別中心で会計を行えば経営も個別中心になるのは当然で、企業集団ベースでの戦略を練ろうとしてもそれは無理な話だ。不都合な情報を隠してもその問題自体が消えてくれるわけではなく、むしろ問題解決が遅れるだけで状況はますます悪化する一方である。

近視眼的思考は良くも悪くも日本人の特徴であるが、俯瞰と大局的思考がなければ現代の世界経済戦争には勝てない。勝利のカギは「連結会計」と「迅速な会計基準の対応」と「自ら」だ。

「会計の力」と「変化の力」と「正直な日本人」を私は信じている。

参 考 文 献

- 『体系現代会計学 第1巻 企業会計の基礎概念』責任編集 斉藤静樹・徳賀芳弘 中央経済社
- 『体系現代会計学 第2巻 企業会計の計算構造』責任編集 北村敬子・新田忠誓・柴健次 中央経済社
- 『体系現代会計学 第8巻 会計と会計学の歴史』責任編集 千葉準一・中野常男 中央経済社
- 『連結会計の基礎知識』杉山学 中央経済社
- 『国際会計基準戦争』磯山友幸 日経BP社
- 『「超」入門 失敗の本質』鈴木博毅 ダイアモンド社
- 「連結範囲決定要因としての「所有・支配」論争と特別目的会社をめぐる新たな展開」『立命館経営学』藤田敬司
- 「「少数株主持分＝資本説」の論理展開とJ V会計への適用可能性」『立命館経営学』藤田敬司
- 「アメリカにおける連結会計の生成に関する史的考察」小栗崇資
- 「会計における主体と客体」田中章義
- 「個別会計および連結会計における持分法の適用」『早稲田商学第372号』中野貴之
- 「新日本有限責任監査法人 オリンパス監査検証委員会報告書」
- URL:<http://www.shinnihon.or.jp/about-us/news-releases/2012/pdf/2012-03-29.pdf>
- 「知識ゼロから学ぶオリンパス事件／損失隠しの手口とは!？」
- URL:<http://d.hatena.ne.jp/Rootport/20111201/1322734365>
- 「財務会計論 理論編 上級テキスト①」TAC(株)財務会計論研究会
- 「財務会計論 理論編 上級テキスト②」TAC(株)財務会計論研究会
- 「財務諸表論 理論テキスト」TAC(株)税理士財表研究会

<TAC>税13

<メ 毛>

<メ モ>